

静医発第 1683 号

平成 28 年 2 月 29 日

郡市医師会長 様

一般社団法人 静岡県医師会

会長 篠原 彰



静岡県医師会「学校検尿指針」及び「学校脊柱側弯症検診指針」の改訂について

平素より、本会学校保健事業に格段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会が取り組む学校検診結果検討事業につきましては、児童生徒の疾病予防、学校生活の管理指導を目的として、静岡県の小・中・高等学校における腎臓・脊柱・心臓の各検診結果の集計および分析を行い、検討してきたところですが、このたび、「学校検尿指針」及び「学校脊柱側弯症検診指針」を改訂することとなりました。

つきましては、学校健診の実施主体である各市町教育委員会と各郡市医師会とが情報を共有し、連携を図りながら準備を進めていただき、貴会管下の小・中学校において検診が速やかに実施されますよう、貴職の特段のご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、改訂版「学校検尿指針」及び「学校脊柱側弯症検診指針」については、本会会報 3月号に別冊として同封して会員に周知を行うとともに、静岡県教育委員会を通じて、県内の各小・中学校に対しても周知を行いますこと、また、本会ウェブサイトへも掲載して、広く周知を図る予定でありますことを申し添えます。

「学校脊柱側弯症検診指針」の改訂について

学校脊柱側弯症検診につきましては、昭和 57 年に会内に委員会を設置し、統計をとるとともに、適切な検診により、早期発見治療が行われることを目的として、例年改訂を重ねて「学校脊柱側弯症検診指針」を発行し、学校等関係各位に配付しております。

さて、平成 26 年 4 月 30 日に学校保健安全法施行規則の一部が改正され、平成 28 年度から施行されます。

主な改正点は、①座高、寄生虫の有無の検査を必須項目から削除すること、②四肢の状態を必須項目に追加するものとし、四肢の形態及び発育並びに運動器の機能状態に注意すること、③保健調査の実施を小・中・高等学校と高等専門学校の全学年に変更したこと、の 3 点です。

新たに「四肢の状態」が必須項目として追加されるにあたり、検査の流れについて、「児童生徒等の健康診断マニュアル（平成 27 年度改訂）」（文部科学省監修）に示された内容を参照し、本県においては下記のとおり実施されることとなっております。

今回の改正に伴い脊柱検診調査票（運動器検診保健調査票）の様式を改訂いたしました。

記

■運動器検診（脊柱側弯症及び四肢の検診）検査の流れ

【準備】 健診の前に、学校が保護者に「保健調査票」を配付し、各家庭における観察の結果、チェックのある項目を学校が整理する。これに加え、日常の健康観察の情報を整理する。可能であれば、養護教諭は、体育やクラブ活動の担当者と連携し、「保健調査票」においてチェックがある項目の検査を健診前に実施し、情報を整理する。

【方法】 1 養護教諭は、「保健調査票」、学校での日常の健康観察等の整理された情報を、健診の際に学校医に提供する。
2 提供された保健調査等の情報を参考に、側弯症の検査を行う。四肢の状態等については、入室時の姿勢・歩行の状態に注意を払い、伝えられた保健調査のチェックの有無等により、必要に応じて検査を行う。

※「保健調査票」の様式は例示ですので、市町毎に調整可能です。

【判定】 学校医による視触診等で、学業を行うのに支障があるような疾病・異常等が疑われる場合には、医療機関で検査を受けるよう勧め、整形外科専門医の判定を待つ。（“専門医”とは、学会の有資格者ではなく、“整形外科医”を指す）